

感染症による出席停止のお知らせ

学校保健安全法に関する感染症に罹患、またはその疑いがありますので、学校保健安全法第 19 条の規定により出席を停止します。

なお、登校するにあたっては、下記の登校許可証明書を学校に提出してください。

記

登校許可証明書

静岡県立掛川特別支援学校長 様

1 児童生徒氏名 _____

2 感染症名 (該当するものを○で囲む)

第 1 種	エボラ出血熱	クリミア・コンゴ熱	痘そう	南米出血熱	ペスト
	マールブルグ病	ラッサ熱	急性灰白髄炎	ジフテリア	
	重症急性呼吸器症候群 (病原体がコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるものに限る)				
	鳥インフルエンザ (病原体がインフルエンザウイルス A 属インフルエンザ A ウイルスであってその血清型が H5N1 であるものに限る)				
第 2 種	インフルエンザ (鳥インフルエンザ (H5N1) を除く)			百日咳	結核
	麻疹	流行性耳下腺炎	風しん	水痘	咽頭結膜熱 髄膜炎菌性髄膜炎
第 3 種	コレラ	細菌性赤痢	腸管出血性大腸菌感染症	腸チフス	パラチフス
	流行性角結膜炎	急性出血性結膜炎	その他の感染症 ()		

3 出席停止期間 _____ 月 _____ 日から _____ 月 _____ 日まで

上記の感染症が治癒、または感染させる恐れがなくなりましたので、登校してもよいことを証明します。

年 月 日

医療機関名

医師名 _____

印

<出席停止に伴う手続きの流れ>

- 1 医師の診察を受け、出席停止の診断・指示を受けたら、速やかに学校へ連絡し、診断を受けた病名と出席停止の指示を受けたことを伝えます。
- 2 以下のいずれかの方法で、「感染症による出席停止のお知らせ」を受け取ります。
 - ①学校に出向き、直接受け取る
 - ②郵送またはファックスで受け取る
 - ③掛川特別支援学校のホームページからダウンロードする
- 3 医師から指示された出席停止期間は、自宅で静養します。
出席停止の期間は登校することができません。
- 4 出席停止期間が終わる際に、「感染症による出席停止のお知らせ」を持って、医療機関を受診してください。
- 5 医師に登校許可証明欄に記入してもらいます。
- 6 再登校する日に用紙を持参し、学級担任に提出します。